改正後	改正前
第七条　（略） ２　令第一条第一項の承諾又は同条第二項の申出（以下「承諾等」という。）をする場合に用いる電磁的方法は、次に掲げる方法とする。 一　電子情報処理組織を利用する方法のうち、イ又はロに掲げるもの イ　（略） ロ　旅行業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する電磁的方法の種類及び内容を電気通信回線を通じて旅行者の閲覧に供し、当該電子計算機に備えられたファイルに承諾等をする旨を記録する方法 二　（略）	**第七条**　（略） ２　令第一条第一項の承諾又は同条第二項の申出（以下「承諾等」という。）をする場合に用いる電磁的方法は、次に掲げる方法とする。 一　電子情報処理組織を利用する方法のうち、イ又はロに掲げるもの イ　（略） ロ　旅行業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前条に規定する電磁的方法の種類及び内容を電気通信回線を通じて旅行者の閲覧に供し、当該電子計算機に備えられたファイルに承諾等をする旨を記録する方法 二　（略）

（旅行業法に規定する旅行業約款に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正）

第二条　旅行業法に規定する旅行業約款に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成二十一年内閣府国土交通省令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（電磁的記録による保存の方法） **第四条**　旅行業者等が、法第三条第一項の規定に基づき、前条に規定する書面の保存に代えて当該書面に係る電磁的記録の保存を行う場合は、次に掲げる方法のいずれかにより行わなければならない。 一　作成された電磁的記録を旅行業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。次号において同じ。）をもって調製するファイルにより保存する方法 二　書面に記載されている事項をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取ってできた電磁的記録を旅行業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体をもって調製するファイルにより保存する方法 ２・３　（略）	（電磁的記録による保存の方法） **第四条**　旅行業者等が、法第三条第一項の規定に基づき、前条に規定する書面の保存に代えて当該書面に係る電磁的記録の保存を行う場合は、次に掲げる方法のいずれかにより行わなければならない。 一　作成された電磁的記録を旅行業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物（以下「磁気ディスク等」という。）をもって調製するファイルにより保存する方法 二　書面に記載されている事項をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取ってできた電磁的記録を旅行業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法 ２・３　（略）

附　則

この命令は、公布の日から施行する。

○内閣府令第七号
国土交通省

不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第十七条第二項（同法第五十条第二項において準用する場合を含む。）、第二十四条第三項（同法第二十五条第三項及び第二十八条第四項（これらの規定を同法第五十条第二項において準用する場合を含む。）並びに第五十条第二項において準用する場合を含む。）、第二十九条及び第三十条第一項（これらの規定を同法第五十条第二項において準用する場合を含む。）並びに第三十二条（同法第五十七条において準用する場合を含む。）並びに不動産特定共同事業法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和五年十二月二十八日

内閣総理大臣　岸田　文雄
国土交通大臣　斉藤　鉄夫